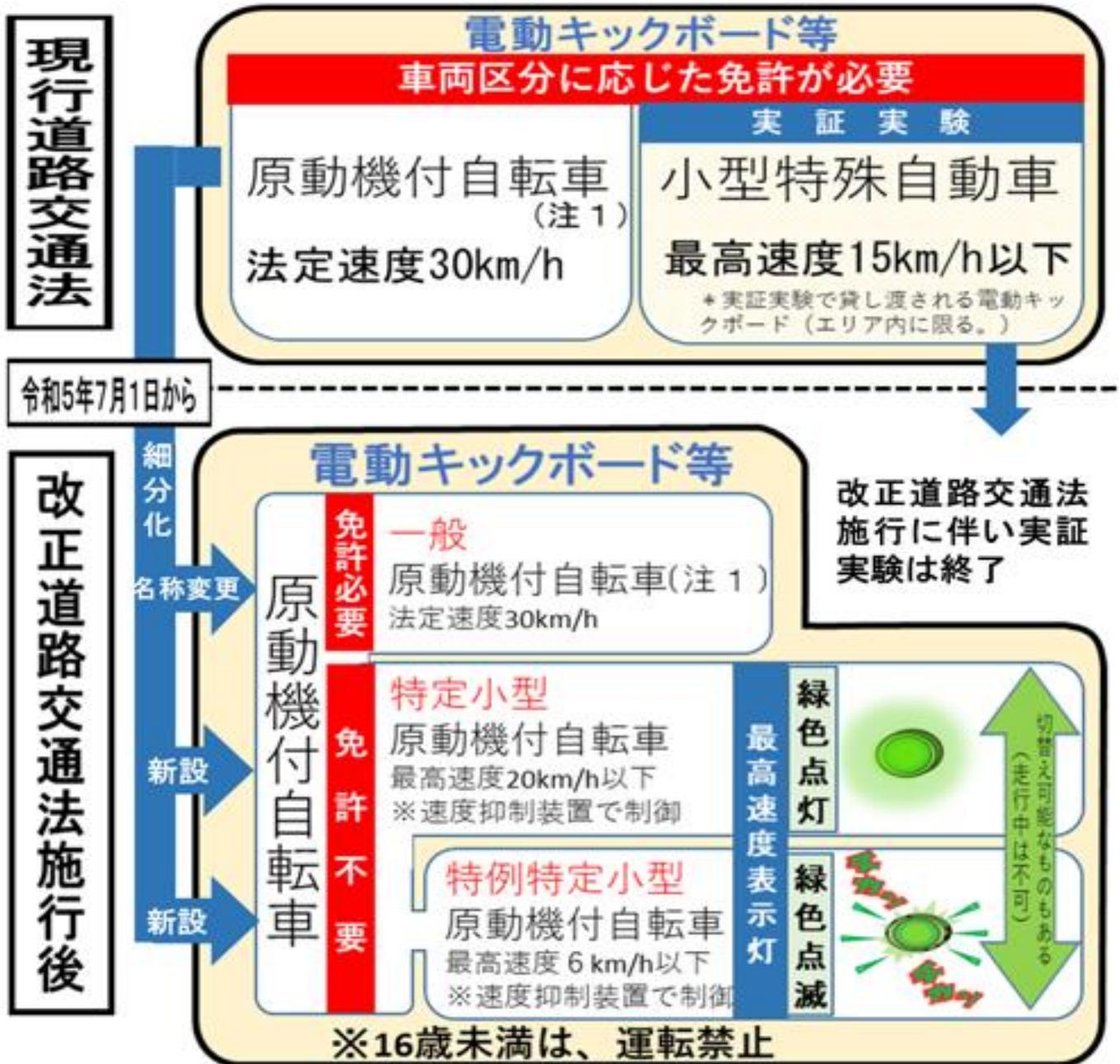


特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）

1. 改正道路交通法の一部施行（2023.7.1）

現行の「原動機付自転車」は「一般原動機付自転車」「特定小型原動機付自転車」に区分され、新しい交通ルールが適用される。



《留意事項》

- ① 電動機の定格出力等により、車両区分が自動二輪車に該当する場合もある。
- ② 「一般原動機付自転車」（特定小型原動機付自転車以外）は、従来の原動機付自転車と同じ交通ルールが適用される。
- ③ 見た目が電動キックボードでも、すべてが16歳以上であれば運転できるものではない。どの車両区分に該当するのか確認すること。

## 2. 特定小型原動機付自転車とは



- 定格出力0.60キロワット以下の原動機であること
- 走行中に最高速度の設定を変更できないこと
- AT機能であること
- 道路運送車両法上の保安基準に適合していること
- 自動車損害賠償責任保険の契約をしていること
- ナンバープレートを取り付けていること

## 3. 特例特定小型原動機付自転車とは

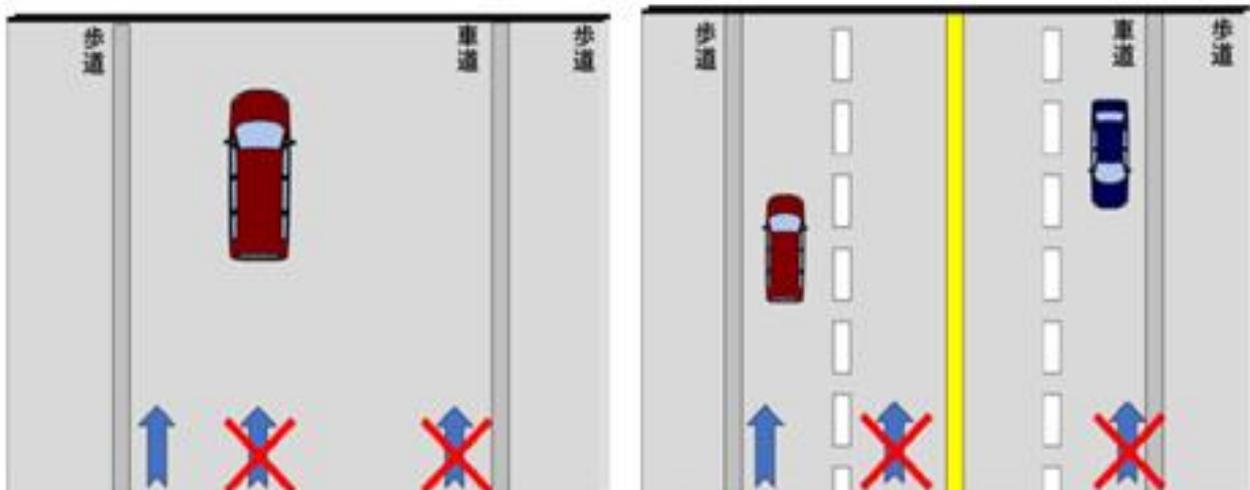


- 最高速度表示灯を点滅させること
- 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと

#### 4. 特定小型原動機付自転車の主な交通ルール

- 16歳未満は運転禁止、16歳未満に提供（貸す、買い与える、譲渡する）も禁止
  - 飲酒運転禁止、酒類提供、同乗、車両提供も禁止
  - 原則として車両用信号機に従う。
  - 道路標識により、その通行を禁止されている道路又はその部分は通行できない。
  - 道路標識により一時停止すべきときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止
  - 歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは停止線の手前）で一時停止をして歩行者に道を譲る。
  - スマートフォンの通話・画像注視の禁止
  - ヘルメットの着用（努力義務）
- 
- 車道通行の原則
    - ・ 歩道又は路側帯と車道の区別がある道路では、車道を通行（自転車道通行可）
    - ・ 道路では左側通行、特に車両通行帯のない道路では左側に寄って通行
    - ・ 車両通行帯の設けられた道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行

### 【通行場所のイメージ】



「特定小型原動機付自転車  
・ 自転車専用」



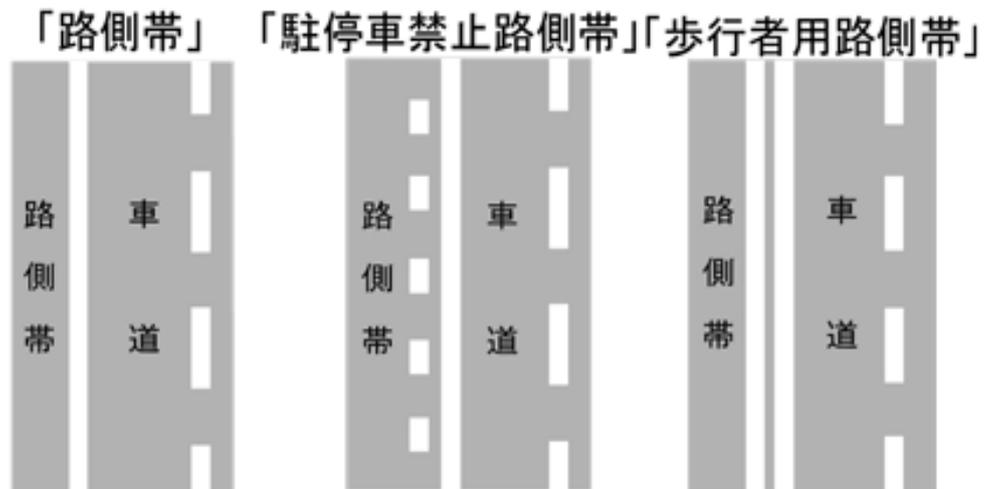
「普通自転車専用通行帯」



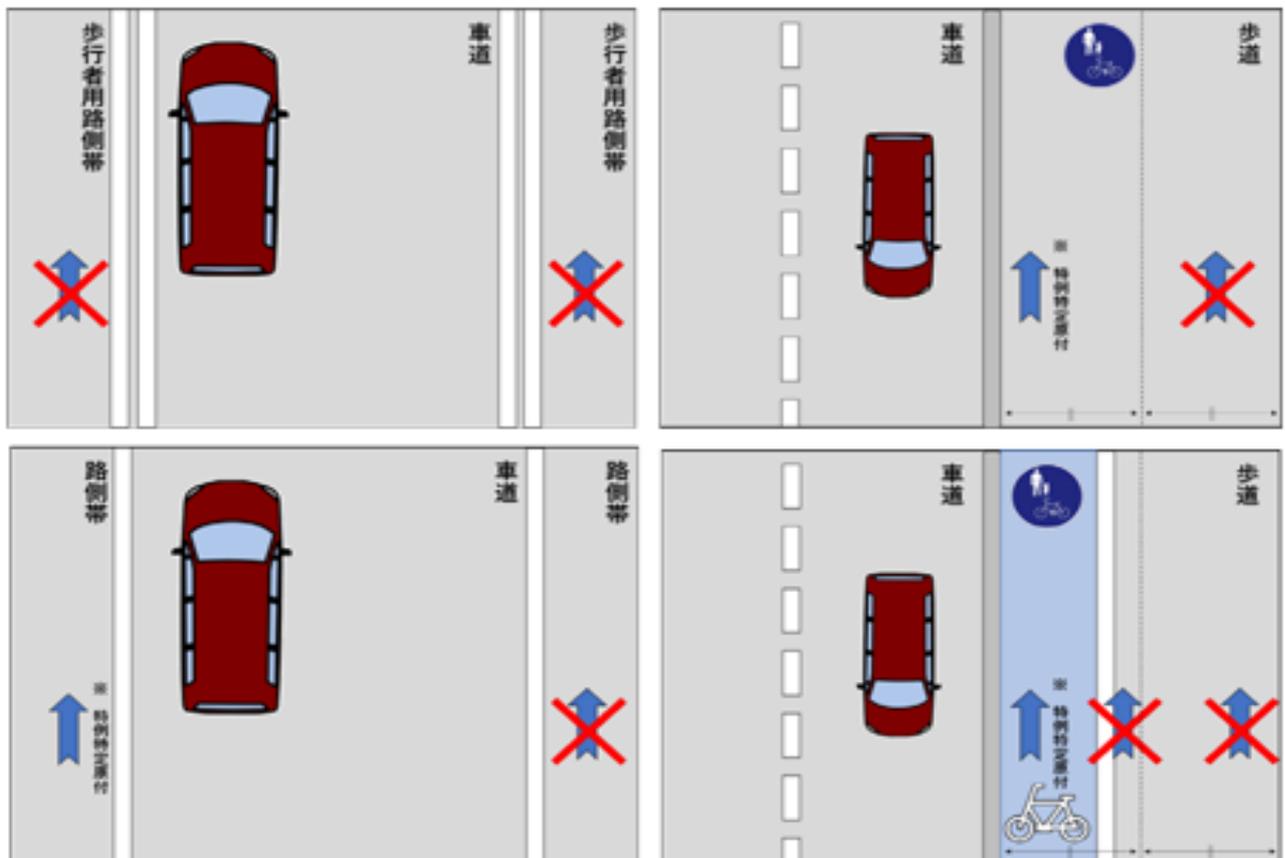
## 5. 例外的に歩道又は路側帯を通行できる場合（特例特定小型原動機付自転車）

- 特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができる。
- 通行できる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置されている歩道に限られる。
- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行する。
- 歩道は歩行者優先で、歩行者の通行を妨げるときは一時停止する。
- 道路の左側に設けられた路側帯（歩行者用路側帯を除く。）も通行することができる。

「普通自転車等及び歩行者等専用」



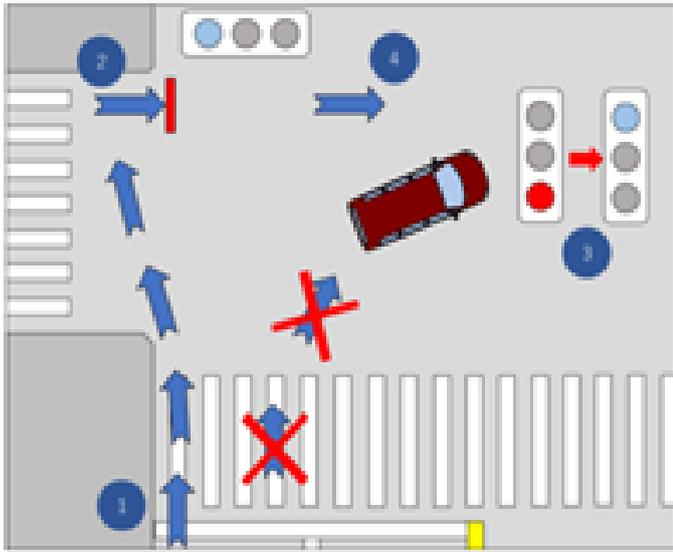
### 【通行場所のイメージ】



## 6. 右左折の方法

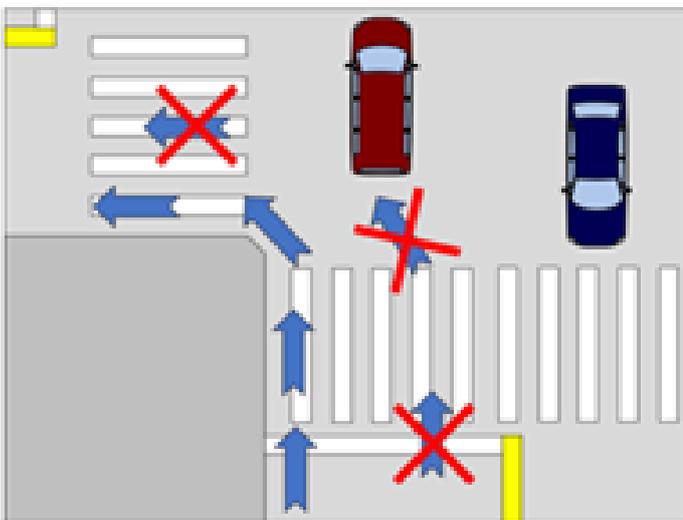
- どのような交差点でも「二段階右折」しなければならない。

【イメージ】



- 左折しようとする場合は、後方の安全を確かめ、あらかじめウインカーを操作して左折合図を行い、できるだけ道路の左側に沿って十分に速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないようにして曲がらなければならない。

【イメージ】



## 7. 特定小型原動機付自転車運転者講習

都道府県公安委員会は、特定小型原動機付自転車の交通ルール順守を徹底するため、一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上行った者に講習の受講を命じる。

※ 危険行為

- ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯通行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転

（警察庁交通局、警視庁交通部資料参照） 以上